

2025 年 10 月 23 日

各 位

会 社 名 H U M A N M A D E 株 式 会 社
代 表 者 名 代表取締役 CEO 兼 COO 松 沼 礼
(コード番号：456A 東証グロース市場)
問 合 せ 先 取締役 CFO 柳 澤 純 一
(TEL. 03-6421-7710)

募集株式発行並びに株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

2025 年 10 月 23 日開催の当社取締役会において、当社普通株式の東京証券取引所グロース市場への上場に伴う募集株式発行並びに株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 公募による募集株式発行の件

- | | |
|--------------------------|--|
| (1) 募 集 株 式 の 数 | 当社普通株式 931,400 株 |
| (2) 募集株式の払込金額 | 未定 (2025 年 11 月 10 日の取締役会で決定する。) |
| (3) 払 込 期 日 | 2025 年 11 月 26 日 (水曜日) |
| (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 | 増加する資本金の額は、2025 年 11 月 17 日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第 14 条第 1 項に基づき算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (5) 募 集 方 法 | 発行価格での一般募集とし、野村證券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取引受させる。引受価額は発行価格と同時に決定するものとし、引受価額が払込金額を下回る場合は、この募集株式発行を中止する。 |
| (6) 発 行 価 格 | 未定 (募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案した上で、2025 年 11 月 17 日に決定する。) |
| (7) 申 込 期 間 | 2025 年 11 月 18 日 (火曜日) から
2025 年 11 月 21 日 (金曜日) まで |
| (8) 申 込 株 数 単 位 | 100 株 |
| (9) 株 式 受 渡 期 日 | 2025 年 11 月 27 日 (木曜日) |

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式の発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的に作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(及び訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

- (10) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。
- (11) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。
- (12) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。

2. 引受人の買取引受による株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 4,740,000 株
- (2) 売出人及び売出株式数
- | | |
|-----------------------|-------------|
| 東京都目黒区 | |
| 長尾 智明 | 2,720,000 株 |
| 米国フロリダ州 | |
| Pharrell Williams | 1,640,000 株 |
| 東京都世田谷区 | |
| 松沼 礼 | 100,000 株 |
| 東京都江東区 | |
| 柳澤 純一 | 100,000 株 |
| 米国カリフォルニア州 | |
| 鳩山 玲人 | 100,000 株 |
| 東京都目黒区中町一丁目 25 番 20 号 | |
| 株式会社 NIGOLD | 80,000 株 |
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向け売出しとし、野村證券株式会社、みずほ証券株式会社、大和証券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、株式会社SBI証券、楽天株式会社及びマネックス証券株式会社が引受人となり、全株式を引受価額で買取引受する。
- なお、本株式売出しに係る株式の一部は、野村證券株式会社及びみずほ証券株式会社（以下、「共同主幹事会社」と総称する。）の関連会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売される予定である。
- (4) 売 出 価 格 未定（上記1.における発行価格と同一となる。）
- (5) 申 込 期 間 上記1.における申込期間と同一である。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記1.における申込株数単位と同一である。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式の発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的に作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（及び訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

- (7) 株 式 受 渡 期 日 上記 1. における株式受渡期日と同一である。
- (8) 引 受 人 の 対 価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般向け売出しにおける売価格から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。
- (9) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記 1. の募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

3. オーバーアロットメントによる株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 850,700 株（上限）
 売出株式数は上限を示したものであり、需要状況により減少し、又は本売出しそのものが中止される場合がある。なお、売出株式数は、需要状況を勘案した上で、2025 年 11 月 17 日（発行価格等決定日）に決定される。
- (2) 売出人及び売出株式数 東京都中央区日本橋一丁目 13 番 1 号
 野村證券株式会社 850,700 株（上限）
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向け売出しである。
- (4) 売 出 価 格 未定（上記 1. における発行価格と同一となる。）
- (5) 申 込 期 間 上記 1. における申込期間と同一である。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記 1. における申込株数単位と同一である。
- (7) 株 式 受 渡 期 日 上記 1. における株式受渡期日と同一である。
- (8) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記 1. の募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

4. 親引けの件

上記 2. の引受人の買取引受による株式売出しに当たり、当社は、引受人に対し、引受株式数のうち、当社が指定する販売先（親引け先）に株式の販売を要請する予定です。指定する販売先（親引け先）・株式数・目的は下表に記載のとおりです。

指定する販売先（親引け先）	株式数	目的
アセットマネジメント One 株式 会社が運用を行うファンド	取得金額 15 億円に相当する株式数を上限として要請を行う予定です。	当社株主への参画によって、当社の企業価値向上に資することを目的とするため

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）です。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式の発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的に作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（及び訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

【ご参考】

1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

(1) 募集株式の数及び売出株式数

① 募集株式の数 普通株式 931,400 株

② 売出株式数 普通株式 引受人の買取引受による売出し 4,740,000 株
オーバーアロットメントによる売出し 850,700 株
(※)

(2) 需要の申告期間 2025年11月11日(火曜日)から
2025年11月14日(金曜日)まで

(3) 価格決定日 2025年11月17日(月曜日)
(発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件における需要状況等を勘案した上で決定する。)

(4) 募集・売出期間 2025年11月18日(火曜日)から
2025年11月21日(金曜日)まで

(5) 払込期日 2025年11月26日(水曜日)

(6) 株式受渡期日 2025年11月27日(木曜日)

(注) 上記(1)に記載の引受人の買取引受による売出しに係る売出株式の一部は共同主幹事会社の関連会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売される予定です。

(※) 上記のオーバーアロットメントによる売出しは、公募による募集株式発行並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村証券株式会社が行う売出しです。したがって上記のオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、野村証券株式会社が当社株主である長尾智明(以下、「貸株人」という。)から借入れる株式です。これに関連して、野村証券株式会社は、850,700株を上限として、貸株人より追加的に当社株式を取得する権利(以下、「グリーンシュエアプティオン」という。)を、2025年12月19日行使期限として付与される予定です。

また、野村証券株式会社は、みずほ証券株式会社と協議のうえ、2025年11月27日から2025年12月19日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所において、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限(上限株式数)とする当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。

野村証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、上記グリーンシュエアプティオンを行使しない予定です。また、シンジケートカバー取引期間内においても、野村証券株式会社は、みずほ証券株式会社と協議のうえ、シンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式の発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的に作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(及び訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

2. 今回の募集株式発行による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	21,980,000株
公募による増加株式数	931,400株
増加後の発行済株式総数	22,911,400株

3. 増資資金の使途

今回の公募による募集株式発行による手取概算額 2,502,309 千円（＊）は、再現性の高い連続的な成長を実現するために、国内の店舗の出店、EC システムなどへの設備資金及び海外子会社への投融資資金に充当する予定です。

① 国内直営店の新規出店のための敷金及び内装等の設備資金

国内新店舗の敷金や内装工事等の設備資金として、1,660,693千円（2026年1月期207,839千円、2027年1月期555,600千円、2028年1月期897,254千円）を充当する予定です。

店舗チャネルは「HUMAN MADE」の世界観を顧客に体験していただき、既存顧客を維持し、新規顧客を作り出すために重要なチャネルと位置付けています。

② 新本社の内装工事等に係る設備資金

移転を計画している、新本社の内装工事等に係る設備資金に、352,000千円（2026年1月期160,000千円、2027年1月期192,000千円）を充当する予定です。事業拡大に伴う人員の増加によるフロア面積の不足等を解消し、広いフロアで部門間の連携強化を図るべく、本社移転を計画しています。

③ ECシステムに係る設備資金

EC取引の増加に伴い、ECシステム強化のための設備資金に、85,554千円（2026年1月期35,511千円、2027年1月期50,043千円）を充当する予定です。

ECチャネルはSNS等を活用したプロモーション戦略との相性が良いこと、低い固定費で効率よく運営ができること等から、当社の事業戦略上重要なチャネルと位置付けています。

④ 海外子会社への投融資資金

残額は、2027年1月期に設立する予定の海外子会社への出資資金に充当し、海外子会社における人件費及び採用費等に充当する予定です。

なお、上記調達資金は、実際の充当時期までは安全性の高い金融商品等で運用する方針です。

＊有価証券届出書提出時における想定発行価格 2,920 円を基礎として算出した見込額です。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式の発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的に作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（及び訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

4. 株主への利益配分

(1) 利益配分の基本方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして位置付けており、剰余金の利益配分につきましては、財政状態及び経営成績並びに経営全般を総合的に判断した上で配当を行っていくことを基本方針としています。しかしながら、当社は現在事業拡大過程にあり、財務体質を強化し、事業拡大に再投資するために、創業以来無配当としていました。今後においても当面の間は内部留保の充実を図る方針です。

(2) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、今後の事業戦略に応じて、海外展開への投資資金や新ブランドの立ち上げまたは買収のための資金として有効に活用していく方針です。

(3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

将来的には、経営成績及び財政状態を勘案しながら株主への利益の配分を検討する方針ですが、配当実施の可能性及びその実施時期等については現時点において未定です。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式の発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的に作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（及び訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

(4) 過去の3決算期間の配当状況

	2023 年 1 月期	2024 年 1 月期	2025 年 1 月期
1 株当たり当期純利益	895.21 円	79.33 円	96.80 円
1 株当たり配当額 (1 株当たり中間配当額)	－円 (－円)	－円 (－円)	－円 (－円)
実績配当性向	－％	－％	－％
自己資本当期純利益率	50.1％	50.8％	41.9％
純資産配当率	－％	－％	－％

- (注) 1. 1 株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しています。
2. 1 株当たり配当額（1 株当たり中間配当額）、実績配当性向及び純資産配当率については、配当を実施していませんので、記載していません。
3. 自己資本当期純利益率は、当期純利益を自己資本（期首・期末の平均）で除した数値です。
4. 当社は、2025 年 7 月 17 日付で株式 1 株につき 20 株の株式分割を行っていますが、2024 年 1 月期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定し、1 株当たり当期純利益を算定しています。
5. 上記 4. の株式分割に関連して、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（I の部）』の作成上の留意点について」（平成 24 年 8 月 21 日付東証上審第 133 号）に基づき、2023 年 1 月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の 1 株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりです。なお、2023 年 1 月期の数値（1 株当たり配当額については全ての数値）については、有限責任監査法人トーマツの監査を受けていません。

	2023 年 1 月期	2024 年 1 月期	2025 年 1 月期
1 株当たり当期純利益	44.76 円	79.33 円	96.80 円
1 株当たり配当額 (1 株当たり中間配当額)	－円 (－円)	－円 (－円)	－円 (－円)

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式の発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的に作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（及び訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

5. ロックアップについて

上記1.の公募による募集株式発行並びに上記2.の引受人の買取引受による株式売出しに関連して、売出人かつ貸株人である長尾智明、売出人である Pharrell Williams 及び株式会社 NIGOLD 並びに当社新株予約権者である Brian Donnelly 及び田中慧は、共同主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後 180 日目の 2026 年 5 月 25 日までの期間中、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等（ただし、上記2.の引受人の買取引受による株式売出し、上記3.のオーバーアロットメントによる株式売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと及びグリーンシューオプションの対象となる当社普通株式を野村證券株式会社が取得すること等は除く。）を行わない旨合意しています。

さらに、売出人である松沼礼、柳澤純一及び鳩山玲人は、共同主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後 360 日目の 2026 年 11 月 21 日までの期間中、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等（ただし、上記2.の引受人の買取引受による株式売出し等は除く。）を行わない旨合意しています。

また、当社は共同主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後 180 日目の 2026 年 5 月 25 日までの期間中、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、上記1.の公募による募集株式発行、株式分割及びストックオプションとしての新株予約権の発行等を除く。）を行わない旨合意しています。

なお、上記のいずれの場合においても、共同主幹事会社はその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しています。

上記のほか、当社は株式会社東京証券取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、当社新株予約権の割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っています。

6. 配分の基本方針

販売に当たりましては、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針です。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

（注）「4. 株主への利益配分」における今後の利益配分に係る部分は、一定の配当などを約束するものでなく、予想に基づくものです。

以 上

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式の発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的に作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（及び訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。